

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

1. 基本方針

株式会社クレスソフトは、採用活動において、すべての求職者等が安心して就職活動を行える環境を確保するため、セクシュアルハラスメントの防止に取り組めます。

当社の役員・社員は、採用選考、面接、会社説明会、インターンシップ等の採用活動において、求職者等の意に反する性的な言動を行いません。

2. 対象となる方

当社の採用活動に関わる以下の方を対象とします。

- 新卒・中途採用の応募者
- 会社説明会・面接等への参加者
- インターンシップ参加者
- その他、当社の採用活動に関わる求職者等

3. 禁止される行為の例

- 性的な冗談、質問、発言
- 性的な関係や交際を求める言動
- 容姿・身体に関する不必要な発言
- 採用選考と関係のない私的な連絡や面会の要求
- 性的な言動を拒否したこと等を理由に、採用選考上の不利益を示唆する行為

※上記は一例です。相手の意に反する性的な言動は、対面・オンライン・メール・SNS 等、形式を問わず問題となる場合があります。

4. 相談窓口

当社の採用活動において、セクシュアルハラスメントを受けた場合や、不安に感じる言動があった場合は、下記窓口までご相談ください。

株式会社クレスソフト 総務部

Tel : 03-5282-5422 Mail : soumu@cressoft.co.jp

相談内容については、プライバシーに配慮して適切に取り扱い、必要な事実確認と対応を行います。相談したことを理由として、不利益な取扱いを行うことはありません。

5. 当社の取り組み

当社は、採用活動に関わる役員・社員への周知・啓発を行い、求職者等が安心して採用活動に参加できる環境づくりに努めます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する